浜松市海外ビジネスサポートデスク
最新ニュース

2024年11月27日

海外デスク紹介

ベトナム
/ハノイデスク

ベトナム　ハノイデスク（大西・讃岐・上村・原嶋）

ベトナム/ハノイデスクは、ノイバイ国際空港から車で約50分南に位置するハノイ市内のホアンキエム湖東側にあります。現在、ハノイデスクには日本やオーストラリアの公認会計士を含む日本人スタッフが4名在籍しており、そのうち3名は常駐しています。また、ベトナム人会計士や税理士を含めたスタッフは約40名で、実務経験豊富な日本語を話すベトナム人も複数名が所属しています。

ハノイ市は、ベトナムの北部に位置する首都で、商工会登録企業数ではホーチミン市に次いで国内第2位の都市です。ベトナムは一年中暖かいイメージがありますが、ハノイには四季があるとされており、特に12月から2月の冬には気温が15℃前後に下がることもあります。このため、長袖や軽いダウンジャケットを着る人々も見られます。

交通手段は車よりもバイクが主流で、電車は一部のエリアにしかなく、特に通勤時間帯には交通渋滞が発生しやすいため、車での通勤時には注意が必要です。

Point!!

浜松市海外サポートデスクには日本人の専門家が常駐しておりますので、日本語でのお問い合わせ・ご相談が可能です。
現地の最新の情報や、お困りごと等があればお気軽にご相談ください。

よくあるご質問

Q：ベトナム進出をする場合、どのような選択肢がありますか？

主に現地法人か駐在員事務所のどちらかでの進出となります。
現地法人の場合は、有限会社での進出が一般的となり、独資が可能な場合は、一人有限会社での法人設立となります。

項目	現地法人 ※外国資本を含む場合を前提	駐在員事務所
法人格	有り	無し
事業活動	可能（取得ライセンスの範囲）	不可
代表者常駐義務	有り（最低1名・複数任命可） ※30日以上ベトナム不在の場合、他の者に代表権限の委任が必要	無し ※30日以上ベトナム不在の場合、他の者に所長権限の委任が必要
契約締結	可能	不可
法人所得税（CIT）	原則20%（優遇税制あり）	無し
個人所得税（PIT）	ベトナム居住者の場合 5%～35%（累進課税）	ベトナム居住者の場合 5%～35%（累進課税）
付加価値税（VAT）	有り（0%、5%、10%） ※物・サービスにより税率が異なる	無し ※VATインボイス発行・控除・還付不可
外国契約者税（FCT）	有り ※該当取引を実施した場合	無し
年度末決算	必要	不要
会計監査	必要（年1回）	不要

Point!!

ハノイオフィスでは、現地の日本人専門家による会社設立手続きのサポートをはじめ、ベトナム進出に関する様々なサポートを行っております。
また、ハノイ近郊地域での設立サポートも可能でございます。